

## 災害時における入札契約方式の適用状況について

国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設技術調整室 竹下 正一  
 国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設技術調整室 三輪 真揮  
 国土交通省 国土技術政策総合研究所 小川 智弘  
 国土交通省 国土技術政策総合研究所 ○尾浦 猛人

### 1. はじめに

近年、全国各地で激甚災害が発生している。災害対応を迅速に行うため、災害復旧工事を早期に契約を締結することが求められるが、短期間で多くの工事を発注することや地元企業自身が被災している可能性があることから、平常時と異なる対応が必要となる。本稿は、過去に発生した激甚災害における災害復旧工事の入札契約方式の適用状況について分析したものである。

### 2. 分析対象

過去5年間で直轄管理施設の被害が大きかった5災害（東日本大震災、台風12号・15号（紀伊半島大水害）、台風11号・12号・前線による豪雨（広島豪雨土砂災害）、台風18号等（関東・東北豪雨鬼怒川水害）および平成28年熊本地震）の復旧工事の入札契約事例を分析対象とした。

### 3. 入札契約方式選定の基本的な考え方

災害復旧工事に求められることは、早期に確実な施工が可能な者を短期間で調達して工事に着手することであり、同時に透明性、公平性の確保に努めることが必要となる。これらを満足すべく、災害復旧工事の緊急度に応じて、入札契約方式（随意契約、指名競争、一般競争）が適宜選定されている（表-1）。

随意契約は、発災直後から一定の期間に対応が必要となる応急復旧（道路啓開、がれき撤去、堤防復旧等）や緊急復旧（河道閉塞対策、孤立集落の解消を目的とした橋梁復旧等）といった緊急度が極めて高く、被害の最小化や至急の現状復旧の観点より競争に付する時間的な余裕のない工事に適用されている。

指名競争は、随意契約を適用しない本復旧のうち、出水期や降雪期等の一定の期日までに完了させる必要がある工事で、かつ一般競争に付する時間的な余裕のないものに適用されている。

一般競争は復旧が進み、一定の入札契約期間を確保できる工事に適用されている。

表-1 入札契約方式選定の基本的な考え方

| 工事内容<br>(適用時期の目安)       | 緊急度                             | 入札契約<br>方式 | 契約相手の選定方法  |
|-------------------------|---------------------------------|------------|--|
| 応急復旧<br>本復旧<br>(発災～4か月) | 極めて高い                           | 随意契約       | 下記のような観点から最適な契約相手を選定<br>① 災箇所における維持修繕工事の実施企業<br>② 災害箇所における協定企業<br>③ 施工の確実性<br>(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等) |
| 本復旧<br>(1～12か月)         | 高い<br>(通常の方式により迅速な<br>対応が可能な場合) | 指名競争       | 下記のような観点から企業を整理し、指名及び受注状況を勘案して特定の者に偏らないように指名を配慮<br>① 本社（本店）、支店、営業所の所在地<br>② 同種、類似工事の施工実績<br>③ 手持ち工事の状況       |
| 本復旧<br>(3か月)            |                                 | 一般競争       | 原則、総合評価落札方式とし、地域企業の活用にも配慮  |

#### 4. 現状を踏まえた災害復旧を円滑に遂行するための措置

受発注業務の負担軽減、復旧工事の早期着工、復興・復旧を支える担い手確保等の観点から、被災状況や地域の実情に応じて、事業を円滑に遂行するための措置を講じる必要がある。過去の復旧工事を実施された現状等を踏まえた措置を紹介する。

##### ① 一括審査方式の活用

同時期に工事を多数発注するため、発注者、応札者ともに事務作業の負担が大きい。競争参加資格や総合評価方式の評価項目等を共通化できる工事を複数同時に公告し、技術審査・評価を一括して実施する一括審査方式を採用し、受発注者双方の事務作業の負担を軽減している。

##### ② 地域企業の参加可能額の拡大および復興JV・地域維持型JVの活用

災害復旧工事は地域に精通した者による施工が円滑かつ早期復旧に繋がるが、同時に将来の地域復興の担い手を確保・育成する側面がある。地域企業が中心となる一般土木C等級企業を対象とする工事価格帯の上限を変更し、地域企業の参加可能工事を増やしている。また、復興JV・地域維持型JVを活用し、地域企業の参加を確保して施工体制を確実なものにしている。

##### ③ 復興係数・復興歩掛りの採用

被害の最小化を図るため、工事の早期完成、同時施工が求められる。機材の需要過多や遠方から調達した場合の輸送経費・宿泊費により、工事費が割高になる傾向が強いため、不調・不落が生じやすくなる。また、工事量が増大し、重機等必要な資機材が不足すると日当たり作業量が低下する。復興係数・復興歩掛りを採用して適切な予定価格を設定することで、実勢と積算とのかい離を防止して応札者の不安を排除し、施工の確実性を担保している。

##### ④ 暫定契約書に基づく前払金の支払いおよび限度額の引き上げ

円滑な着手・実施に必要な人員・資機材等の確保のためには、資金が必要となる。緊急時の施工確保対策として、常時は工事請負契約書の取り交わし後に行われる前払金支払いを簡易な暫定契約書の交付をもって開始する特例運用が行われている。また、限度額を4割から5割に引き上げる措置も講じられている。

##### ⑤ 分任支出負担行為担当官契約範囲の拡大

災害対応を迅速化するには、現場に精通した所轄事務所が発注することが望ましい。このため、分任支出負担行為担当官契約の上限（3億円）を拡大し、所轄事務所での発注を促進している。

##### ⑥ WTO政府調達協定対象工事での限定入札の実施手続き

通常、WTO対象となる大規模工事（7.3億円以上）は、無差別待遇等の原則に則ることとなり、入札手続き期間が長期化して着手に時間がかかる。緊急性の高い工事に適用しづらいことから、随意契約の適用が行われている。

##### ⑦ 事業促進PPP/CM等の活用

被災状況の把握、工事の計画、発注等、業務の量が膨大になるため、発注者側の人手が不足する。民間技術者が、従来発注者が行ってきた協議調整等の施工前の業務を発注者と一体となって実施する事業促進PPPやCM等を活用して発注者の体制を補完している。

##### ⑧ 技術提案・交渉方式の適用

緊急度が高く、早期に施工者の高度な技術協力が必要な災害復旧工事には、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」（平成27年6月）に基づき、技術提案・交渉方式が適用された。

#### 5. まとめ

現在、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を作成している。手続きミスや不調・不落等による対応の遅延を生じさせずに円滑に遂行することを目的とし、入札契約方式を選定する際の基本的考え方や過去の激甚災害における入札契約方式の適用事例を入札契約方式の関係図書等とともに整理している。